

【原子力ポイント89】放射線被ばくによる白血病の労災認定

厚生労働省（厚労省）は2015年10月20日、福島第一原子力発電所事故後の作業に従事して白血病を発症した30代男性（就業当時）を、白血病では初の労災と認定しました。さらに翌年2016年8月20日には50代男性を2例目の労災と認定しました。今回は、白血病の労災認定について調べてみましょう。

ゆりちゃん：白血病の労災認定基準はどのように決められているのですか？

タクさん：労働省労働基準局長は1976年11月8日、各都道府県労働基準局長宛に、「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準」を通達しました。図1を見てください。厚労省が2016年10月20日、「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」で配布した資料です。白血病については「 $5\text{mSv} \times$ 放射線業務従事年数以上（年 5mSv 以上と言う場合もある）の電離放射線に被ばくし、被ばく後1年を超えてから発症することを目安として労災認定する」と明記されています。甲状腺がんの認定基準と大分違いますね。厚労省は、「労働者補償の観点から、業務以外の要因が明らかでない限り、基準を満たせば認定してきた。科学的に、被ばく線量と白血病との因果関係が証明されたわけではない」といいます（日本経済新聞10月20日付）。これは大事なコメントです。

ゆりちゃん：白血病を発症して労災認定された2人の状況をもう少し詳しく教えてください。

タクさん：日本経済新聞は2015年10月20日、「福島原発“事故後作業で白血病”、初の労災認定」と報道しました。その中で、「労災が認められたのは30歳代（就業当時）の男性。2011年11月～13年12月の約1年半は複数の原発で放射線業務に従事。そのうち12年10月～13年12月は福島第一原発で原子炉建屋カバーや廃棄物焼却設備の設置工事に従事。この間の累積被ばく線量は 19.8mSv 。福島第一の業務だけでは 15.7mSv 。そして厚労省は15年10月20日、電離放射線障害の業務上外に関する検討会の審査結果に基づき労災と認定」と書いています。

同紙は16年8月20日、「労災認定2例目 白血病、事故後の作業巡り」と題して記事を掲載しました。その中で、「2件目の労災が認められたのは50歳代の男性。2011年4月～15年1月の約3年9ヶ月間、がれきの撤去や汚染水の処理に使う機械の修理作業に従事。この間の累積被ばく線量は 54.4mSv 。厚労省は16年3月19日、労災と認定」と書いています。

ゆりちゃん：白血病の労災認定については、海外から問い合わせがあったと聞きますが、本当ですか？

タクさん：よく知っていますね。実は、最初の白血病の労災認定が発表された約1週間後の2015年10月26日、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が取りまとめた福島事故報告書の責任者であった方から、長瀧重信先生（長崎大学名誉教授2016年11月12日死去）宛てに、「NHKのプレスリリースで、福島事故後の白血病の労災認定に関する紹介があった。日本政府の決定の根拠が明確でない。IAEA（国際原子力機関）会議の出席者が困惑している」と連絡があったそうです。また同時に、「労災と原爆被爆者の補償に対する考え方に大きな違いが見られるが、なぜか？」と質問されたそうです。

ゆりちゃん：長瀧先生はどのように回答されたのですか？

タクさん：先生は、日本原子力学会誌（Vol.58, No.1, 2016）で次のように回答しています。「労災認定の根拠は、厚労省が1976年に定めた白血病の労災認定基準。白血病の発症には様々な要因があり、業務と疾患の因果関係を個々の労働者ごとに認定するのは難しい。厚労省は補償の観点から、当時の国際放射線防護委

員会（ICRP）の勧告（公衆の被ばくの線量限度“5mSv/年”）を参考にして白血病の労災認定基準を定めた」と書いています。明快な答えですね。もう一つの質問「原爆被爆者の補償との違い」については次回に紹介します。

（原産協会・人材育成部）

平成27年10月20日
厚生労働省配布資料

「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果 及び労災認定について

電離放射線障害の業務上外に関する検討会について

- 電離放射線障害については、労災認定基準に基づき判断。（昭和51年11月8日基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」）
〔 白血病の労災認定基準 ・5 mSv× 従事年数
・被ばく開始後1年以上経過して発症 〕
- 電離放射線障害によりがんを発症したとして労災請求が行われた場合、厚生労働省において、医学専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（非公開）（座長(国研)放射線医学総合研究所理事 明石真言）で検討した上で業務上外を判断。

検討結果について

- 開催日 平成27年10月13日
- 検討結果 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した白血病について業務上の方針。

これまでの原発労働者の労災認定状況

- 原発労働者に係る放射線被ばくによる「がん」の労災認定は、これまで計13人。（白血病6人、悪性リンパ腫5人、多発性骨髄腫2人）

労災認定された事案について

- 労働者は30歳代の男性
- 平成23年11月～平成25年12月の間で1年6か月放射線業務に従事
〔 東電福島第一原発での作業は平成24年10月～平成25年12月までのうち、
1年1か月間 〕
- 従事した作業の概要は、原子炉建屋の覆い設置工事や廃棄物焼却設備の設置工事
※作業時には防護服・鉛ベスト・全面マスク等を着用

図1 白血病の労災認定の考え方